

議 事 日 程 （第2号）

令和7年3月5日（水曜日）午前9時30分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議案第15号 東白川村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第16号 東白川村課設置条例について
- 日程第4 議案第17号 東白川村議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第18号 東白川村美しい村づくり委員会設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第19号 東白川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び東白川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第20号 東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第21号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第22号 東白川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第23号 東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第24号 東白川村ふるさと思いやり基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第25号 東白川村すくすく成長応援祝金支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第26号 東白川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第27号 令和7年度東白川村一般会計予算
- 日程第15 議案第28号 令和7年度東白川村国民健康保険特別会計予算
- 日程第16 議案第29号 令和7年度東白川村介護保険特別会計予算
- 日程第17 議案第30号 令和7年度東白川村国保診療所特別会計予算
- 日程第18 議案第31号 令和7年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第19 議案第32号 令和7年度東白川村簡易水道事業会計予算
- 日程第20 議案第33号 令和7年度東白川村小規模集合排水処理事業会計予算

出席議員（7名）

1番 安 江 真 治
3番 安 江 健 二
5番 今 井 美 道
7番 樋 口 春 市

2番 安 保 泰 男
4番 今 井 美 和
6番 桂 川 一 喜

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村 長	今 井 俊 郎	副 村 長	桂 川 憲 生
教 育 長	神 戸 誠	総 務 課 長	河 田 孝
村 民 課 長	安 江 透 雄	産 業 振 興 課 長	伊 藤 秀 人
地 域 振 興 課 長	今 井 信 和	建 設 環 境 課 長	有 田 尚 樹
教 育 課 長	村 雲 修	教 育 課 課 長	渡 辺 泰 司
保 健 福 祉 課 長	安 江 修 治	保 健 福 祉 課 課 長	桂 川 のぞみ
診 療 所 事 務 局 長	安 江 輝 彦	会 計 管 理 者	安 江 真 紀 子
監 査 委 員	安 江 裕 尚		

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 書 記	今 井 恭 兵
------------------	---------

◎開議の宣告

○議長（今井美和君）

本日の出席議員は7名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりです。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（今井美和君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、5番 今井美道さん、6番 桂川一喜さんを指名します。

◎議案第15号から議案第33号までについて（提案説明）

○議長（今井美和君）

日程第2、議案第15号 東白川村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第20、議案第33号 令和7年度東白川村小規模集合排水処理事業会計予算までの19件を昨日3月4日に引き続き、新年度予算関連により一括議会とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 河田孝さん。

○総務課長（河田 孝君）

議案第15号 東白川村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和7年3月4日提出、東白川村長。

改め文、次のページになりますが、御覧ください。

東白川村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例。

東白川村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を次のように改正する。

この改正は、デジタル社会の基盤であるマイナンバーカードにつき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

別冊の新旧対照表177ページを御覧ください。

右が現行で、左が改正（案）となります。

最初に、第2条第10項中「以下」を「第12条第5項において」に改めます。

続けて、「第2条第8項」とあるのを「第2条第9項」と改めます。

次に第12条第5項中「及び30条」を削り、別記1の表中これは183ページからになりますが、「第2条第9項」を「第2条第10項」に改めます。

次に、第17条第1項各号の列記以外の部分中「以下」を「第3項において」に改め、同条第2項中「又は報酬、福利厚生」とあるのを「若しくは報酬若しくは福利厚生」、「その他」とあるのを「又は」に改めます。

次に、第19条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」「この章及び第49条において」を削ります。

次に、第28条2項中「この章において」、第32条第2項中「この章及び第49条において」、第33条第3項中「この章において」、第39条第1項ただし書中「この章において」、同条第2項中「この章及び第49条において」、第40条第3項中「この章において」を削り、第49条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加えます。

本文にお戻りください。

附則、この条例は令和7年4月1日から施行する。以上でございます。

続きまして、議案第16号 東白川村課設置条例について。東白川村課設置条例を別紙のとおり提出する。令和7年3月4日提出、東白川村長。

1 ページの本則のほうを御覧ください。

東白川村課設置条例。

東白川村課設置条例の全部を改正する。

この条例は令和7年4月1日から行います村の機構改革を反映するために制定をするものでございます。昨日の一般質問でも上げられた部分のことが書かれております。

第1条、設置では、これまでの総務課、村民課、保健福祉課、建設環境課、産業振興課、地域振興課とあったものを機構改革により総務課、村民福祉課、産業建設課の3課とします。

第2条、事務分掌では、それぞれの課の事務分掌を記載しております。

2枚めくっていただきまして、4ページでございますが、附則、この条例は令和7年4月1日から施行する。以上でございます。

続きまして、議案第17号でございます。

東白川村議会委員会条例の一部を改正する条例について。東白川村議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和7年3月4日提出、東白川村長。

次ページの改め文を御覧ください。

東白川村議会委員会条例の一部を改正する条例。

東白川村議会委員会条例の一部を次のように改正する。

この条例改正につきましても、村の機構改革に伴い、議会常任委員会の所管事項を改めるものでございます。

新旧対照表187ページを御覧ください。

第2条の別記1の表中、総務常任委員会欄の所管事項の項中、「村民課、保健福祉課」を「村民福祉課」に、産業建設常任委員会欄の所管事項の項中、「建設環境課、産業振興課及び地域振興課」を「産業建設課」1課とするものでございます。

本文にお戻りください。

この条例は、令和7年4月1日から施行する。以上でございます。

続きまして、議案第18号 東白川村美しい村づくり委員会設置条例の一部を改正する条例について。東白川村美しい村づくり委員会設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和7年3月4日提出、東白川村長。

次ページ改め文を御覧ください。

東白川村美しい村づくり委員会設置条例の一部を改正する条例。

東白川村美しい村づくり委員会設置条例の一部を次のように改正する。

この条例改正は、美しい村づくり委員会の協議事項についての一部を改正するものです。美しい村づくり委員会の協議事項の中に、東白川村がんばる地域づくり補助金の審査と村長への上申という文言がありましたが、現在、美しい村づくり委員さんは移住してこられた方が大半を占めており、がんばる地域づくり補助金の審査についてはすぐわなくなってきたために、この部分を外すものでございます。なお、がんばる地域づくり補助金については、補助金交付要綱を改正し、新たに審査方法を変えていくことで、より目的に沿ったものにしていきたいと考えてございます。

新旧対照表188ページを御覧ください。

第4条第2項中「(2)東白川村がんばる地域づくり補助金についての審査及び村長に対する上申」を削り、「第3号」を「第2号」とするものでございます。

本文にお戻りください。

附則、この条例は、令和7年4月1日から施行する。以上でございます。

続きまして、議案第19号 東白川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び東白川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び東白川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和7年3月4日提出、東白川村長。

改め文を御覧ください。

東白川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び東白川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

東白川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正。

第1条、東白川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

この2つの条例改正は、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い規定を整備し、職員の仕事と育児や介護の両立支援の充実を図るための改正となります。

改正条例第1条は、東白川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正。

第2条は次ページになりますが、東白川村職員の育児休業等に関する条例の改正になります。

別冊、新旧対照表を御覧ください。

189ページからとなります。

最初に、東白川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の第8条の4第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に対象年齢を改め、190ページになりますが、同条第4項中「あり、」の次に「並びに」を加え、「中「3歳に」からと「あり、」までを削ります。

第16条第1項中「者」の次に「（第18条の2第1項において「配偶者等」という。）」を加えます。

第18条の次に、（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）第18条の2として「任命権者は」から「講じなければならない」、第2項として「任命権者」から「知らせなければならない」までを加え、（勤務環境の整備に関する措置）第18条の3として「任命権者は」から「第3号」までを加えます。

次に、東白川村職員の育児休業等に関する条例でございますが、第19条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改めます。

本文にお戻りください。

2ページになります。

附則、この条例は、令和7年4月1日から施行する。以上でございます。

続きまして、議案第20号 東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和7年3月4日提出、東白川村長。

改め文を御覧ください。

東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

今定例会に上程いたしました議案第20号から23号までの条例改正につきましては、令和6年8月8日に行われました人事院勧告を11月29日に閣議決定されたことを受け、給与関連の所要の改正を行うものです。本来ならば6年4月に遡り実施すべきところですが、諸般の事情で7年4月1日からの実施となります。

内容は、民間企業との較差1万1,183円を解消するため、一般職の初任給を高卒で約12.8%、2万1,400円、大卒で約12.1%、2万3,800円を引き上げるなど、給与表全体の引上げ改定となります。これに伴う会計年の職員の給料表の改定を行うとともに、一般職、特別職、議員のボーナスを年間0.1か月分引上げを行うものです。

それでは、議案書を御覧ください。

まず、20号でございますが、常勤の特別職職員の給与に関する条例については、第5条第2項中「225」とあるのを「230」に改めます。

附則、この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

続きまして、議案第21号でございますが、東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和7年3月4日提出、東白川村長。

改め文を御覧ください。

東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

東白川村職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表195ページを御覧ください。

それでは、195ページのほうでございますが、期末手当の第23条の4第2項中「100分の122.5」を「100分の125」に、特定管理職員、これは課長級になりますが、「100分の102.5」を「100分の105」に改め、第3項では定年前再任用短時間勤務職員のことになりますが、「100分の122.5」を「100分の125」、「100分の68.75」を「100分の70」に、「100分の58.75」を「100分の60」にそれぞれ改めます。

次に、勤勉手当でございます。

第23条の7第2項第1号中「100分の102.5」を「100分の105」に改め、特定管理職につきましては「100分の122.5」を「100分の125」に改め、定年前再任用短時間勤務職員につきましては、「100分の48.75」を「100分の50」に、「100分の58.75」を「100分の60」にそれぞれ改めます。

これはそれぞれボーナス1回分となりますので、6月と12月で一般職員ですと期末手当が100分の125の場合で100分の250、勤勉手当が100分の105の場合で100分の210となり、合計で100分の460となります。

次に、別表第1、行政給料表の改正となります。

一般職につきましては198ページからとなります。

最初に改正案、204ページからが現行となります。表全体が改正となります。

先ほど説明しました高卒の初任給につきましては、1級5号給が該当し、改正前が16万6,600円、改正後は18万8,000円となり、2万1,400円のアップとなります。大卒の初任給につきましては、1級25号給が該当し、2万3,800円のアップとなります。号給が低い若手職員の引き上げ幅は大きく、号給が高い管理職等の引き上げ幅は小さくなっています。

次に、211ページからの別記2は、別表第2、ア、医療職給料表(1)で診療所に勤務する医師の給料の改定となります。

次に、222ページからの別記3は、イ、医療職給料表(2)、診療所に勤務する理学療法士等の給与改定となります。

次に、234ページからの別記4は、ウ、医療職給料表(3)、診療所や地域包括センター等に勤務する看護師等の給与改定となります。

次に、本文16ページにお戻りください。

16ページでございます。

附則、この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。以上でございます。

次に、議案第22号 東白川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和7年3月4日提出、東白川村長。

1枚目はねて改め文を御覧ください。

東白川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

東白川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表の253ページを御覧ください。

今度は会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の改正でございます。この改正は職員の給与改定に伴い、会計年度任用職員の給料表全体を改正するものです。

254ページからの別記1は、別記2の適用を受けない全てのフルタイム会計年度任用職員の給料表となり、267ページからの別記2は医療職給料表となり、看護師等が対象です。

本文に戻ってください。

7ページになります。

附則、この条例は公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。以上でございます。

続きまして、議案第23号 東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和7年3月4日提出、東白川村長。

改め文を御覧ください。

東白川村議会の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

この改正は、職員、特別職に合わせて議員の皆様の期末手当の率を改正するものでございます。

第5条第2項中「100分の225」とあるのを「100分の230」に改め、年間100分の460とするものでございます。

附則、この条例は公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。以上でございます。

○議長（今井美和君）

地域振興課長 今井信和さん。

○地域振興課長（今井信和君）

それでは、議案第24号 東白川村ふるさと思いやり基金条例の一部を改正する条例について。東白川村ふるさと思いやり基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和7年3月4日提出、東白川村長。

次のページの改め文を御覧ください。

東白川村ふるさと思いやり基金条例の一部を改正する条例。

東白川村ふるさと思いやり基金条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号を次のように改めるものです。

新旧対照表の278ページになりますが、前回の全員協議会にて説明をいたしましたので説明は省略いたしますが、今回の改正で村の総合計画の4つの項目に変更することで、ふるさと納税の金額を財源とする事業を拡充するという内容になっております。

本文へお戻りください。

附則、この条例は令和7年4月1日から施行する。以上でございます。

○議長（今井美和君）

教育課課長 渡辺泰司さん。

○教育課課長（渡辺泰司君）

議案第25号 東白川村すくすく成長応援祝金支給に関する条例の一部を改正する条例について。
東白川村すくすく成長応援祝金支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。
令和7年3月4日提出、東白川村長。

次ページ、改め文を御覧ください。

東白川村すくすく成長応援祝金支給に関する条例の一部を改正する条例。

東白川村すくすく成長応援祝金支給に関する条例の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、さきの全員協議会で説明させていただいているとおり、すくすく成長
応援祝金のうち、高校入学などの際の祝い金について廃止するものです。

新旧対照表の279ページを御覧ください。

第2条第1号の支給対象者、「小学校、中学校及び高校に入学する子ども並びに高校入学年齢相
当の子ども」を「小学校及び中学校に入学する子ども」に改正します。

また、第4条第3号を削除します。

本文にお戻りください。

附則、この条例は令和7年4月1日から施行する。以上です。

○議長（今井美和君）

総務課長 河田孝さん。

○総務課長（河田 孝君）

議案第26号は、東白川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について。東白川村
消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和7年3月4日提
出、東白川村長。

次ページ、改め文を御覧ください。

東白川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例。

東白川村消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

この条例につきましては、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、規定を整備する
ものです。

新旧対照表280ページを御覧ください。

第5条第2項第2号中「9,100円」とあるのを「9,700円」に、「1万4,200円」を「1万4,500
円」に改め、第3項中「又は第3号から第6号までのいずれか」を削り、「217円」を「100円」に
改め、「333円を、」を「383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族について
は1人につき217円を、」に改め、同条第4項中「（以下この項において「特定期間」とい
う。）」を削り、「特定」を「当該」に改めます。

282ページ、附則の改正でございますが、経過措置として第7条を加え、284ページの別記1の表の金額に改めます。

本文にお戻りください。

附則、この条例は、令和7年4月1日から施行する。以上でございます。

○議長（今井美和君）

副村長 桂川憲生さん。

○副村長（桂川憲生君）

そうしましたら、別冊、令和7年度東白川村予算書1ページをお願いいたします。

見出しと一部の括弧書きを省略させていただきます。

議案第27号 令和7年度東白川村一般会計予算。令和7年度東白川村一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ30億6,400万円と定める。

2項 歳入歳出予算の各項の区分及び当該年度ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法及び利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5億円と定める。

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間で流用と定める。令和7年3月4日提出、東白川村長。

2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算。

歳入、1款村税2億489万5,000円、2款地方譲与税7,494万円、3款利子割交付金5万円、4款配当割交付金100万円、5款株式等譲渡所得割交付金90万円、6款地方消費税交付金4,300万円、7款環境性能割交付金300万円、8款地方特例交付金40万円、9款法人事業税交付金200万円、10款地方交付税15億7,500万円、11款分担金及び負担金747万1,000円、12款使用料及び手数料6,073万7,000円、13款国庫支出金1億8,324万3,000円、14款県支出金1億7,153万4,000円。

4ページをお願いいたします。

15款財産収入1,944万2,000円、16款寄附金1億45万1,000円、17款繰入金2億9,791万5,000円、18款繰越金1億5,410万4,000円、19款諸収入2,741万8,000円、20款村債1億3,650万円、歳入合計30億6,400万円。

歳出、1款議会費3,798万円、2款総務費6億4,281万円、3款民生費4億9,425万円、4款衛生費3億7,272万円、6款農林水産業費3億4,526万円、7款商工費1億9,568万円、8款土木費2億2,978万円。

6 ページをお願いいたします。

9 款消防費 1 億623万円、10 款教育費 2 億1,665万円、12 款公債費 4 億2,064万円、14 款予備費200万円、歳出合計30億6,400万円。

第2表 地方債。

起債の目的、公共事業等。限度額、3,700万円。起債の方法、普通貸借。利率、4 %以内。償還の方法、政府資金については、その融資条件に、銀行その他の場合はその債権者と協定するものによる。ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

過疎対策事業6,550万円、以下省略をさせていただきます。

過疎対策事業（ソフト）3,140万円。

防災対策事業260万円。

東白川村一般会計、以上です。

8 ページをお願いいたします。

議案第28号 令和7年度東白川村国民健康保険特別会計予算。令和7年度東白川村国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億9,000万円と定める。

2 項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は2,000万円と定める。令和7年3月4日提出、東白川村長。

9 ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算。

歳入、1 款国民健康保険税5,345万7,000円、3 款県支出金 2 億324万4,000円、5 款繰入金2,625万9,000円、6 款繰越金55万1,000円、7 款諸収入10万2,000円、8 款公債費1,000円、9 款国庫支出金638万6,000円、歳入合計 2 億9,000万円。

歳出、1 款総務費1,827万8,000円、2 款保険給付費 1 億8,197万9,000円、3 款国民健康保険事業費納付金7,081万8,000円、4 款財政安定化基金拠出金1,000円、5 款保健事業費338万2,000円、6 款基金積立金1,000円。

11ページをお願いします。

7 款諸支出金1,510万1,000円、8 款予備費44万円、歳出合計 2 億9,000万円。

東白川村国民健康保険特別会計は以上です。

12ページをお願いします。

議案第29号 令和7年度東白川村介護保険特別会計予算。令和7年度東白川村介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億9,000万円と定める。

2 項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1,000万円と定める。令和7年3月4日提出、東白川村長。

13ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算。

歳入、1款保険料4,711万8,000円、3款国庫支出金8,087万3,000円、4款支払基金交付金7,462万2,000円、5款県支出金3,957万6,000円、6款繰入金4,584万6,000円、7款繰越金139万2,000円、8款諸収入57万3,000円、歳入合計2億9,000万円。

歳出、1款総務費874万円、2款保険給付費2億6,100万円、5款地域支援事業費2,010万円、6款公債費1万円、7款諸支出金5万円。

15ページをお願いいたします。

8款予備費10万円、歳出合計2億9,000万円。

東白川村介護保険特別会計は以上です。

16ページをお願いします。

議案第30号 令和7年度東白川村国保診療所特別会計予算。令和7年度東白川村国保診療所特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億6,700万円と定める。

2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該部分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1億円と定める。令和7年3月4日提出、東白川村長。

17ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算。

歳入、1款診療収入1億6,544万3,000円、2款使用料及び手数料75万1,000円、3款県支出金25万3,000円、5款繰入金8,300万円、6款繰越金1,549万9,000円、7款諸収入205万4,000円、歳入合計2億6,700万円。

歳出、1款総務費4,155万7,000円、2款医業費2億2,455万6,000円、4款公債費78万7,000円、5款予備費10万円、歳出合計2億6,700万円。

国保診療所特別会計は以上でございます。

19ページ。

議案第31号 令和7年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算。令和7年度東白川村後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,100万円と定める。

2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は500万円と定める。令和7年3月4日提出、東白川村長。

20ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算。

歳入、1 款後期高齢者医療保険料3,116万9,000円、3 款後期高齢者医療広域連合支出金813万9,000円、4 款繰入金2,020万5,000円、6 款繰越金148万7,000円、歳入合計6,100万円。

歳出、総務費170万5,000円、2 款後期高齢者医療広域連合納付金5,053万2,000円、3 款保健事業費846万3,000円、4 款諸支出金20万円、5 款予備費10万円、歳出合計6,100万円。

後期高齢者医療特別会計は以上です。

もう一つの別冊、令和7年度東白川村簡易水道事業会計予算書1ページをお願いします。

議案第32号 令和7年度東白川村簡易水道事業会計予算。

第1条 令和7年度東白川村簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条 企業の予定量は、次のとおりとする。

1. 給水戸数950戸、2. 年間総給水量18万9,300立方メートル、3. 1日平均給水量518立方メートル、4. 主要な建設改良事業、ア、施設更新・改良事業9,959万6,000円。

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、1 款簡易水道事業収益2億2,619万9,000円、第1項営業収益4,787万7,000円、第2項営業外収益1億7,832万2,000円。

支出、第2款簡易水道事業費用2億2,619万9,000円、第1項営業費用2億1,868万1,000円、第2項営業外費用731万8,000円、第4項予備費20万円。

2ページをお願いします。

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,926万8,000円は過年度分損益勘定留保資金7,516万9,000円及び当年度分損益勘定留保資金1,409万9,000円で補填するものとする。）。

収入、第3款資本的収入1億2,205万1,000円、第1項企業債3,480万円、第4項補助金6,997万5,000円、第5項補償金1,727万6,000円。

支出、第4款資本的支出2億1,131万9,000円、第1項建設改良費9,959万6,000円、第2項企業債償還金1億1,130万5,000円、第3項基金積立金41万8,000円。

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、簡易水道事業債。限度額、3,480万円。起債の方法、普通貸借。利率、4%以内。償還の方法、財政融資資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者との協定によるものとする。ただし、企業その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合には、議会の議決を経なければならない。

1. 職員給与費1,031万2,000円。

第7条 簡易水道事業運営のために一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は1億6,181万3,000円である。

第8条 棚卸資産の購入限度額は211万1,000円と定める。令和7年3月4日提出、東白川村長。
以降の予算に関する説明書の朗読は省略をさせていただきます。

東白川村簡易水道事業会計は以上です。

もう一つの別冊、令和7年度東白川村小規模集合排水処理事業会計予算書1ページをお願いいたします。

議案第33号 令和7年度東白川村小規模集合排水処理事業会計予算。

令和7年度東白川村小規模集合排水処理事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1. 年間処理水量2万563立方メートル。1日平均処理水量55立方メートル。

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款小規模集合排水処理事業収益2,429万2,000円、第1項営業収益701万3,000円、第2項営業外収益1,727万9,000円。

支出、第2款小規模集合排水処理事業費用2,429万2,000円、第1項営業費用2,328万円、第2項営業外費用91万2,000円、第4項予備費10万円。

2ページ、お願いします。

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額432万8,000円は過年度分損益勘定留保資金218万3,000円及び当年度分損益勘定留保資金214万5,000円で補填するものとする。）。

収入、第3款資本的収入417万2,000円、第5項補助金417万2,000円。

支出、第4款資本的支出850万円、第2項企業債償還金850万円。

第5条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合には、議会の議決を経なければならない。

1. 職員給与費787万5,000円。

第6条 小規模集合排水処理事業運営のために一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は1,864万7,000円である。令和7年3月4日提出、東白川村長。

以降の予算に関する説明書の朗読を省略させていただきます。

以上、東白川村小規模集合排水処理事業でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（今井美和君）

お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

お諮りします。3月6日から10日の5日間休会にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、3月6日から10日の5日間休会とすることに決定しました。

本日はこれで延会とします。

午前10時15分 延会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員